

KINTO Unlimited デジタルキーの特定商取引法に基づく表記

事業者名	トヨタ自動車株式会社
代表者名	原田 美穂子
所在地	〒471-8571 愛知県豊田市トヨタ町1番地
電話番号	0565-28-2121 (代) ※お取引やサービスについてのお問い合わせはこちらの電話では受け付けておりません。お問い合わせについては、デジタルキーサイト(https://toyota.jp/digital_key/)内の「お問い合わせ」からご連絡ください。何卒ご理解ご協力をお願いいたします。
販売価格 (役務の対価)	KINTO Unlimited デジタルキーの利用料は、株式会社 KINTO とのリース契約に基づくデジタルキーのアップグレードリース料金に含まれており、別途利用料の負担はありません。
販売価格の支払の時期、方法	株式会社 KINTO とのリース契約に基づくデジタルキーのアップグレードリース料金の支払時期、支払方法については、こちら (https://unlimited.kinto-jp.com/commercial_transaction/) をご確認ください。
販売価格以外でお客様が負担する金銭	アプリのダウンロード・利用に必要なインターネット接続料金、通信料金は、お客様の負担となります。
役務の提供時期	購入手続きの際に画面に表示されます。
役務の提供条件	KINTO Unlimited デジタルキーは、以下の条件をすべて満たす方のみが利用できます。 ① 株式会社 KINTO と「KINTO Unlimited アップグレードサービス」のデジタルキーの利用契約を締結し、当該契約が有効に継続していること。 ② 当社およびトヨタコネクティッド株式会社と「T-Connect」の基本サービスの利用に関する契約を締結し、当該契約が有効に継続していること（「T-Connect」のオプションサービスであるデジタルキーの利用契約の締結は不要です。）。
申込の撤回又は解除	申込みから1時間未満であれば、申込キャンセルは可能です。その場合キャンセル料はかかりません。契約締結後は、申込キャンセル(返品・契約条件変更)できません。
動作環境	KINTO Unlimited デジタルキーのご利用には、当社が提供するスマートフォン用アプリケーションが必要です。動作確認済スマートフォン（動作確認結果を示すもので、完全な動作保証をするものではありません）については、こちら (https://toyota.jp/digital_key/notes.html) からご確認ください。
特別条件	<クーリングオフについて> 特定商取引法に規定されているクーリングオフが適用されるサービスではありません。